

一般社団法人三重県サッカー協会 役員補充・増員についての細則

(目的)

第1条 一般社団法人三重県サッカー協会定款（以下「定款」という。）第20条第1項による役員の選出において、役員の任期中の補充また増員する場合は、定款に定めるところによるほかは、この細則によって行う。

(理事の辞任)

第2条 理事が、任期中の職務を継続遂行できない場合、当該理事または法定代理人は、速やかに辞任理由を付した「理事辞任届」を会長に書面で提出しなければならない。理事会が、「理事辞任届」を受理する場合は、後任の職務を兼務する理事を選出しなければならない。

(理事の補充・増員)

第3条 理事に欠員があり、補充または増員する場合は、理事会が協議の上で候補者を推薦し、定款第12条(2)に基づき、社員総会の議決により選任することができる。

2 前項の補充により選任された理事の任期は、定款第23条第3項に基づき、前任者の残任期間とする。

(監事の辞任)

第4条 監事が、任期中の職務を継続遂行できない場合、当該監事または法定代理人は、速やかに「監事辞任届」を書面で提出しなければならない。理事会が、「監事辞任届」を受理する場合は、現任の監事が後任者として職務を兼務することの同意を得なければならない。

2 理事会が監事辞任届を受理した場合は、直近の社員総会で、当該監事または法定代理人は辞任理由を含めて報告することができる。

(監事の補充・増員)

第5条 監事に欠員があり、補充または増員する場合は、現任の監事の意見を参考に、理事会が協議の上で候補者を推薦し、定款第12条(2)に基づき、社員総会の議決により選任することができる。

2 前項の補充により選任された監事の任期は、定款第23条第4項に基づき、前任者の残任期間とする。

(規則の変更)

第6条 この細則を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規則は、2014年3月18日から施行する。